

7 退学

退学は内容により、「依願による退学」と「懲戒による退学」とに区別されます。退学をすると、学籍を喪失し、本学の学生ではなくなります。それぞれの学期の授業料等納付金の納入期限までに、授業料等納付金が納付されていない場合は、「退学願」を受理することができません。

1 退学の期日

退学の期日は「退学願」を授業運営課が受理した日。ただし、各学期の学費納入日※¹までに「退学願」を提出した場合、退学期日は前学期末日※²となります。また希望により受理日以降の期日を指定することができます。

※¹ 学費納入日とは、春学期4月15日、秋学期10月15日（土日を含む場合は翌月曜日）。

※² 学期末日とは、春学期末日は9月30日、秋学期末日は3月31日です。

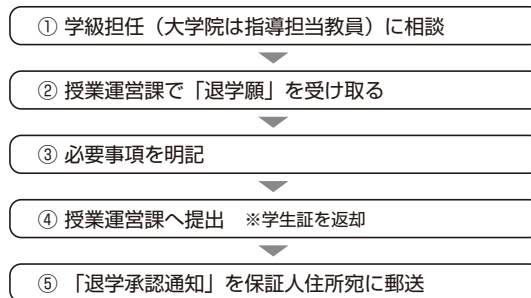
■「退学願」の提出方法

		受け取り場所	提出先	返却物	提出期限
学退	依願退学	授業運営課	授業運営課	学生証	授業運営課にて指示
	懲戒	学則第37条、大学院学則第34・35条参照			

* 納入の最終期日までに納入されない場合は、大学学則および大学院学則に照らし、「除籍」となります。

■「退学願」の書き方見本

■退学手続きの流れ



2 退学時の学費の取り扱い

●退学期日の月まで月割で学費等を徴収し、残額は承認後に返金します。

▶玉川大学学則
参照「学生生活ガイド」
p.150～159

▶玉川大学大学院学則
参照「大学院要覧」
p.164～169

▶退学願
ホームページからも
ダウンロードできます